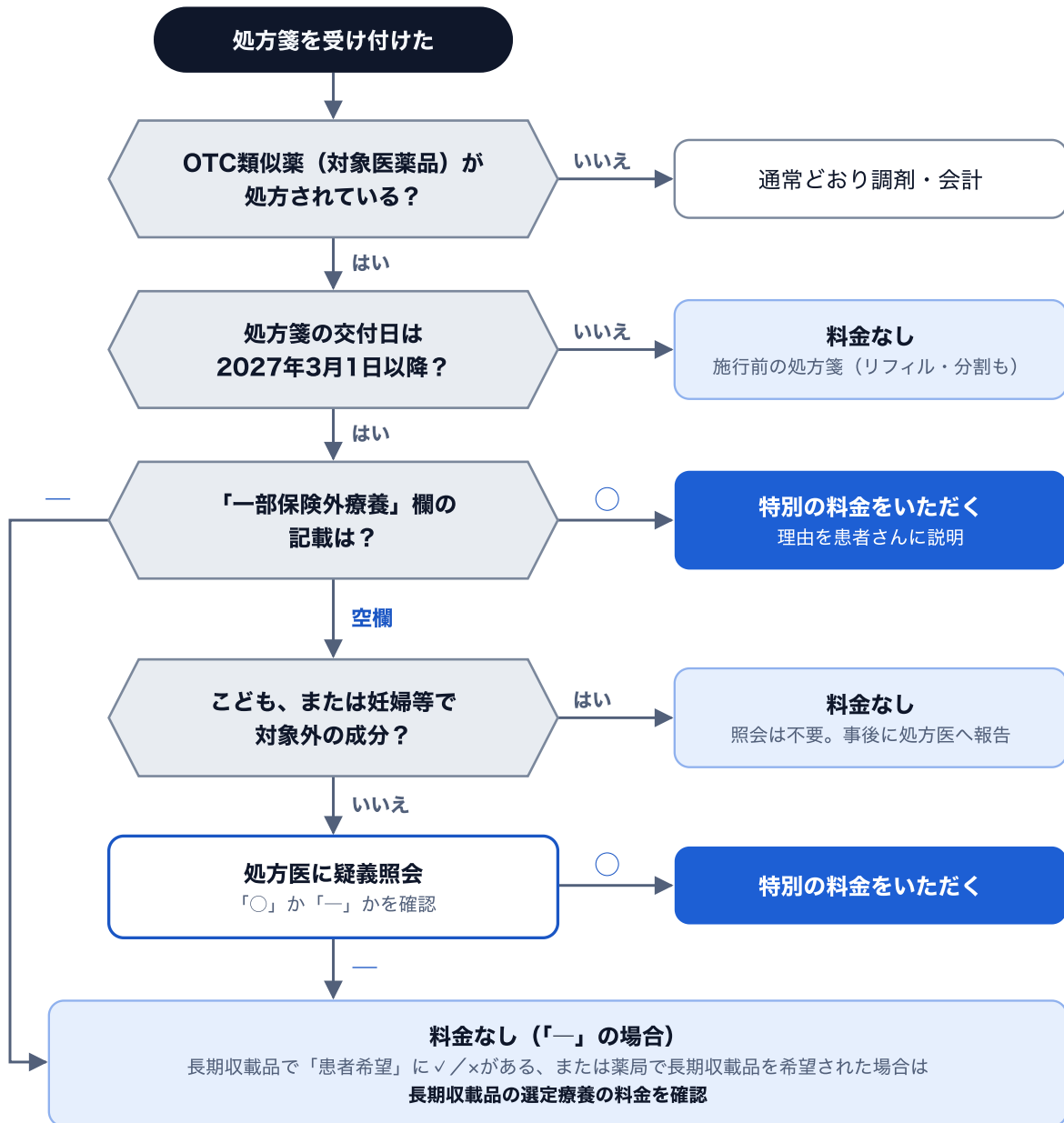




薬局が見るのは処方箋の「一部保険外療養」欄です。対象外かどうかの判断は処方医が行い、薬局はその記載に従います。

☐ 確認すること ☐ 薬局の作業 ☒ 料金をいただく ☐ 料金なし



子ども＝18歳になった日以後の最初の3月31日まで。妊婦等＝妊婦・妊娠の可能性がある人・授乳婦で、厚労省のリスト（別添3）にある成分。

✓ 処方医が「ー」にする9つの場合

- ① 子ども
- ② がん・がん治療に関連して生じた状態
- ③ 指定難病・小児慢性特定疾病と、関連して生じた状態
- ④ 国の公費負担医療
- ⑤ 入院時の処方
- ⑥ 侵襲を伴う検査・処置・手術に伴う処方
- ⑦ 医師が認めた、年間を通じた長期の使用
- ⑧ 市販薬の効能・効果では対応できない状態
- ⑨ 妊婦・妊娠の可能性がある人・授乳婦で、市販薬を使えない場合

② 迷ったときの3つの原則

- **当社の読み方** 「○」がついていれば、患者さんの申し出があっても薬局の判断で外さない（処方医に確認）
- 「○」なら、長期収載品の選定療養の料金はかからない（二重にはかからない）
- 薬価の4分の1は厚労省マスタの値を使う。**点数にせず円のまま**計算し、1の位を四捨五入（10円未満は10円）



2026年10月版
メディカルサーブ株式会社

新しい処方箋（様式第二号）の「一部保険外療養」欄 記入例（イメージ）

変更不可 (医療上必要)	患者希望	一部保険外療養
処		個々の処方薬について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更には差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。一部保険外療養の対象医薬品を処方した場合には、「一部保険外療養」の欄に、特別の料金の対象である場合は「○」を、特別の料金の対象外である場合は「ー」を記載すること。
		【般】ロキソプロフェンNa錠60mg 3錠 1日3回毎食後 5日分
		【般】フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg 2錠 1日2回朝夕食後 14日分
		【般】アムロジピン錠5mg 1錠 1日1回朝食後 28日分

- 特別の料金の対象 → 薬局で料金をいただく
- 特別の料金の対象外 → 料金なし

空欄 対象医薬品ではない薬（対象医薬品なのに空欄なら処方医に疑義照会）

出典：令和8年厚生労働省令第143号 様式第二号（2027年3月1日施行）。記入例の薬剤・用法は説明用の架空のものです。

[illegible]

処方箋 様式第二号（令和8年厚生労働省令第143号 様式第二号（2027年3月1日施行））。赤い枠が新しい欄です。分割指示の処方箋（様式第二号の二）にも同じ欄が入ります。

三 長期収載品でもある場合の読み方

変更不可	患者希望	一部保険外	読み方
	✓ / x	○	OTC類似薬の料金あり。選定療養の料金はなし
✓ / x		○	OTC類似薬の料金あり。選定療養の料金はなし
		○	OTC類似薬の料金あり。選定療養の料金はなし
	✓ / x	—	OTC類似薬の料金なし。 選定療養の料金あり
✓ / x		—	どちらの料金もなし
		—	OTC類似薬の料金なし。 選定療養の料金あり （患者さんが後発品に変えた場合を除く）

④ 空欄のとき

対象医薬品なら処方医に**疑義照会**して、「○」か「―」かを確認します。こども（18歳になった日以後の最初の3月31日まで）と、妊婦等で対象外の成分の場合は、照会せず料金はいただくず、**事後に処方医へ報告**します。対象医薬品でない薬は、空欄のままで問題ありません。

 旧様式の処方箋

旧様式の処方箋は、当分の間、手書きなどで直して使えます。その場合は、薬の名前の近くに「一部保険外療養」として「○」か「一」が書かれます。

📅 施行前の処方箋

2027年3月1日より前に処方された処方箋は、3月1日以降に持ち込まれても特別の料金はかかりません。リフィル処方箋や分割指示の2回目以降も同じです。